



—日本の死刑廃止論者— 大内青巒

目次

| | |
|--------------------------|---|
| 一 死刑廃止運動における行実 | 2 |
| 二 青巒の生涯の大略 | 5 |
| 三 余語録 | 6 |

安形 静男

(プロフィール)

昭和10（1935）年静岡県生まれ。元・関東地方更生保護委員会委員。元・宮崎産業経営大学法学部教授。ホトトギス同人。更生保護法人更新会参与。

主な編著書に「死刑問題文献目録」（2007年、宮崎産業経営大学法学会）、「社会内処遇の形成と展開」（2005年、日本更生保護協会）、「更生保護関係文献目録」

（1990年、日本更生保護協会）、句集「机上の林檎」（2007年、阿蘇叢書）、主な共編著書に「更生保護50年史」（2000年、日本更生保護協会）、「更生保護史の人びと」（1999年、日本更生保護協会）、「静岡県勸善会百年史」（1994年、金原治山治水財団ほか）、「講座少年保護（3）処遇と予防」（1983年、大成出版社）、「保護観察のための処遇ハンドブック」（1977年、文教書院）など。

初出：「刑罰史研究」14号 平成11年7月1日発行「—日本の死刑廃止論者（二）—大内青巒の死刑廃止運動」

引用方法：安形静男「—日本の死刑廃止論者—大内青巒」（CrimeInfo 2024年）。

大内青巒居士(一八四五～一九一八)は、明治の思想界にその人在りと知られた存在であったが、こんにちその名を知る人は少ない。

しかし、その名は知らずとも、多くの人々が知らず識らずのうちに、その影響下にある。というのは、こんにち曹洞宗の法事において読誦されている「洞上在家修證義」は、宗祖道元の正法眼蔵から大内青巒が抜粋編集をしたものだからである。

大内青巒が明治初年の我が国近代社会事業の創成期に先駆的役割を果たした人物であることは、その道では知られている。死刑廃止論者であったことも僅かには知られてはいるが、その主張する死刑廃止の論旨や、死刑廃止運動における実際の足跡については、近年ほとんど紹介されていない。しかしながら、帝国議会創設期に、死刑廃止のために特に宗教界に動員をかけ、三次に亘り衆議院に死刑廃止の建議をしたことは、明治以降の死刑廃止運動のうちでも、その熱烈さにおいて特筆すべきものであろう。

一 死刑廃止運動における行実

宮城県の禅寺に育ち、明治七年の著「駁尼去来問答」で世に知られるに至った大内青巒居士は、同二十四年の第一回帝国議会の開設に向けて、死刑廃止運動に立ち上がった。青巒は、その年の一月各宗協会の会長等に宛てて、死刑廃止の請願を呼び掛けた檄文を送った。その檄文は、当時の「明教新誌」に全文が伝えられ、また、僅かにその一二行を割愛したものが「法の雨」に「死刑廃止の意見」と題して掲載されている。ここでは、その割愛をせぬままに、全文を紹介しよう。

「死刑廃止を国会に請願せられんことを各宗協会に勧告する書

優婆塞大内青巒稽首和南謹て各宗協会大徳獅子座下に白す。昔しは国民重罪を犯して死刑に当る者、遁れて寺院に投じ身を福田衣下に陰すときは、法官また敢えて之に迫らず、僧衆は必ず不惜身命の慈念を廻らして之を救解す。政府遂に死一等を減し、或は全く其罪を赦すに至る者往々これ有り。佛祖の恩光刑人に及ぶこと実に広大なりしことは、諸大徳の固より熟知せらるる所なるべし。然るに今は刑法の確定せる、審判の精細なる、唯条理を尋ね證憑を求めて、復た慈悲の感情を容るるの間隙なし。佛祖恩光の国民に照被する、其幾分を減却せりと謂ふも過言に非ざるなり。然りと雖ども世間条理を以て事を処せば、我亦た条理を以て之を救ふの道に由らざる可らず。是に於て青巒窃に以為く、今の刑法に死罪の一科を置き、国家の権力を以て人民を死に処すること有る者、是れ恐くは条理の中正を得たる者に非ず、宜く速に廃棄すべき者なりと、蓋し世の刑法を説く者の言に聞くに、夫れ刑法は決して復讐の意に非ず、其要たる唯懲戒と警戒の二点に外ならずと。其れ然り、常事及国事に関する罪を犯したる者をして、更に再び之を犯さざらしめんか為めに、適當の痛苦を与ふ、是れ其本人に対する懲戒なり。然り而して他の一般国民に対しては、其彼が如き罪を犯す者は、必ず是の如き刑を受くべきを見聞せしめ、以て自ら反省する所あらしむ、是れ謂ゆる警戒なり。果して然らば懲戒は本にして、警戒は末なること論を俟たず。然るに若し未だ嘗て懲戒の用を為すこと能はずと雖も、能く警戒の功ありと言はば、是れ末の為めに本を乱る者、豈条理の中正を得たりと謂ふを得んや。今夫れ死刑は已に其本人を殺す者なり、懲戒の用何くにか在る。之を見聞する者或は警戒すること有るべしと雖も、甲を警戒せんが為めに乙を殺す、国法上の条理に於て豈是の如き妄議を容るべき者ならんや、況や法官も亦た人のみ、其審定する所の法判、或は千慮に一失なきを保せず、然るに設ひ其千慮の一失を追尋検出すること有るも、一旦死刑を執行したる者、復た之を如何ともすること能はず、夫れ国法は総て国民の生命等を尊重するか為めに設けたる者なり、然るに今国家の権力を以て国民の生命に関し、万一の過誤

に出るも、更に之を回復すること能はざるの極に至らしむ。国法の精神に辜負するも亦た甚しと謂ふべきなり。又他の諸刑は皆階級あり期限あり、故に設ひ無期懲役の囚人と雖も、亦た其服役中に於て、痛苦に多少の緩厳なきに非ず、是れ懲戒及警戒に於て、誠に必須の要点なりとす。然るに死刑は期限なく階級なし、一たび之を執行すれば、復た何等の恩光をも見る事能はず、且つ夫れ其罪死刑に当ることを自知する者は、早晩生命を奪はるることを覚悟するか故に、悪心更に増長して以為く、一罪も死す二も死す、寧ろ数罪を犯すも、且夕の快樂を取るに如かずと、其害悪を社会に流す、実に鮮少なからず。蓋し死刑は往昔刑法を以て復讐と為したる時代の遺物にして、決して懲戒及警戒の意に適する者に非ず、故に是等の瑕疵欠典枚挙に遑あらざるなり、今や法理彰々として審判尤も詳密を要し、十指十目皆一毫の疑慮を容れざる罪科にも、尚ほ弁護を許すの聖代なり豈是の如き野蛮を遺存すべきの時ならんや。曾て聞く欧米諸邦已に死刑を廃止したる者間々之あり、而して未だ之を全廢するに至らざる邦国と雖も、概ね唯其刑名を法文に存するに止まり、遂に曾て実行せざる者多し。且つ其刑名の如きも、唯常事犯の上のみ之を存して、国事犯の如きは復た死刑の虚名だも存する者なしと云ふ。然るに我国の刑法は、唯其名を存するのみならず、屢々之を実行し、唯常事犯のみならず、亦た国事犯にも之を適用す。国法上の条理より之を点検するも、道義上の感情より之を觀察するも、国家の失徳、教会の欠典これより甚きは有らざるなり。然り而して欧米諸邦に於ては、其国法を正し其道義を明かにしたる者、概ね宗教者の力多きに居ると云ふ。我が国昔は袈裟を以て大辟の刑人を掩ひ、武断専制の威嚴を侵して、之を救解し且つ之を教化して、改化遷善せしむることを得たる者、当時未だ嘗て其国法を廢せしむるに至らずと雖も、僧衆慈愍の勝躡欽羨に堪えざるなり、然るに今は幸に国会を開設して、国法上諸般の欠典も亦之を矯正す。而して目下刑法草案を其議に附せらるるの好機に際会せり。且つ諸大徳も亦た各宗協会を設立して、將に大に道義の爲めに尽さるる所あらんとす。何ぞ速かに一篇の議書を国会に提出して、死刑の必ず廢止すべき所以を陳告したまはざるや。設ひ世間不仁無慈の人ありて、或は之を論駁し或は之を嘲笑するも、諸佛諸祖は必ずや諸大徳を摩頂して、我四千万同胞の爲めに加備護念したまはん。青巒寡聞菲才、刑法の事の如きは固より熟知する所に非ず、唯其四千万同胞中に於て、再び回復すること能はざるの惨刑に逢ふ者あるを悲しむことを知るのみ。然れども自ら之を国会に請願せんと欲すれば、微力の及ぶ所に非ざるを顧慮す。且つ此の如き大事は乃ち各宗協力して之を行うことを以て尤も可とす。仍て幸に諸大徳の慈愍を仰く。冀くは諸大徳、一挙手一投足の勞を吝むこと勿れ。謹て白す。

明治二十四年一月二十三日

優婆塞大内青巒稽首和南
各宗協会大徳獅子座下

〔出典〕

明教新誌 二八四〇号(明治二十四年二月二日付)。

法の雨 三十八号(明治二十四年二月)

「明教新誌」に掲載されたこの檄文には、次のような紹介と呼びかけの文章が前置されている。すなわち、

「●死刑廃止を国会に請願せんとす 今度政府より刑法草案を国会の議論に附せられしが右に付き大内青巒は此刑法中死刑の一科廢止の儀を吾が仏教徒全体の事業として国会に請願せんとて乃ち別紙の通り各宗協会へ勸告書を差出されたり。此事たる実に佛心者大慈悲を旨となす仏教を奉ずる教徒の爲すべき事項なれば苟しくも仏教徒の名あるものは縑素老若を選ばず随喜先制せられよ」。

この年一月二十九日、島地黙雷とともに、死刑廃止の建白書発行の件について相談をし、二月一日各宗協会臨時大会において、死刑廃止の建白書提出について会衆と協議を交した¹。島地黙雷・古谷日新らの賛成はあったが、各宗協会自体としては「この問題は成立しない」ということになった。そこで、青巒は、自ら貴族院河鱒子爵、衆議院天野代議士を経て、議会に請願をした。

この第一回帝国議会には、衆議院議員田辺勇榮から死刑の一部廃止に関する緊急動議が提出されている²。

その二年後の「明教新誌」に、青巒が更に第三回議会及び第四回議会に、死刑廃止の請願をしたことが伝えられている。ここでは、青巒の「死刑廃止論の論旨」が要約されて提出されているので、これを転載しよう。

「死刑廃止請願理由 大内青巒居士は第三回帝国議会へ死刑廃止の請願書を提出せられたれど閉会の時期に際して終に院議に上らざりしが、尚ほ今度の第四期議会には此程黒田綱彦氏を紹介人として再び此請願書を提出せられたるが其理由とするところは左の如し

- 一 刑法は人の心魂に及ぼすべからず。然るに死刑は人の身体心魂併せて之を奪ふ。是れ法理の正を得たるものにあらざる一也
- 一 刑罰は犯人の一身に止まり決して他人に及ぼすべからず。然るに死刑は人の父母を奪ふ。其子何の罪有りて再び得べからざるの父母を奪ふことを為すや。是れ法理の正を得たるものに非ざる二なり
- 一 凡刑罰は専ら犯人を懲戒し兼て他人を警戒す。然るに死刑は犯人を殺す。懲戒の効何くにかある。設ひ警戒の用なきに非ざるも甲を殺して乙を警戒すべきものならんや。是れ法理の正を得たるものにあらざる三なり。
- 一 凡刑罰は万一の誤判を慮り之が回復の途を余すを要す。然るに死刑は一旦之を執行すれば更に之を回復す可らず。是れ法理の正を得たるものにあらざる四なり。
- 一 凡刑罰は拷問磔斬梟首等の苛酷を用ゆる正理に反することは国家既に之を認め且つ之を廃せり。然るに苛酷の極は要するに殺にあり。而して今尚ほ絞殺を行ふ。是れ法理の正を得たるものにあらざる五なり。
- 一 凡刑罰に大赦特赦の恩典あるは実に天皇聖徳の兆民に光被する所なり。然るに死刑は一旦之を執行するは更に天恩を被むること能はず。是れ法理の正を得たるものにあらざる六なり。
- 一 凡刑罰に死刑の一科あるときは重罪を犯したるものもの自暴自棄して更に悪心を増長しますます暴挙して旦夕の快楽を取る。是れ法理の正を得たるものにあらざる七なり。

法理既に然り。更に之を人情に考ふるときは犯人は寧ろ一死以て痛苦を免るべしと雖ども、親戚故旧其他見聞するもの或は苛酷を怨嗟し或は却て残忍に慣馴し、啻に国家の為に益なきのみならず其害甚だ少なしとなさず。故に速に公明審議して死刑を廃し聖代の欠典を賛輔すべし云々³

これらを伝える「明教新誌」は、明治八年大教院創刊の「教会新聞」を引き継ぎ改題し、明教社から発行されたもので、青巒はその編集に従事し、社長にも挙げられ、二十二年にこれを辞している。その後の「明教新誌」

¹ 『島地黙雷全集(第五巻)』本願寺出版部(昭和五十三年)八六五頁

² 朝野新聞(明治二十四年三月四日)

³ 「明教新誌」三一八一号(明治二十六年一月十六日)

に、無署名又は雅号によるいくつかの「死刑廃止論」が掲載されている⁴。それらのうちにも青巒の手になるものがあるかもしれないが、確言はし難いので引用は割愛をしよう。その後しばしば、宗教界から帝国議会に対する死刑廃止建議がなされ、「無尽灯」「伝灯」など諸宗の宗門雑誌にも死刑廃止問題に関する記事が、折に触れて掲げられる。青巒の再三にわたる死刑廃止建議は明らかにその先蹤をなすものである。

二 青巒の生涯の大略

大内青巒は、本名退(まかる)、字名は卷之、号は藹々・泥牛・雪江・露堂などを用い、青巒は通称であった。弘化二年四月十七日父権左衛門、母せいのの四男として生まれたと伝えられ、自身もそう述べている。しかし遺族によれば、権左衛門は当時既に亡く、いわゆる継ぎ縁により、その弟である祖山大内俊龍と母とが結婚しており、その間に青巒が生まれたということである。俊龍は、宮城県下の数か寺の住職を歴任、晩年は現在の宮城県七ヶ浜町の曹洞宗寺院鳳寿寺の住職であった。

青巒の生地は現在の仙台駅あたり、東五番丁である。六歳にして父を失ったが、長兄俊童が鳳寿寺住職を襲ぎ、青巒は兄俊童や母に就いて四書五経を学んだ。一時期医師大友松眠の養子になったこともあるという。儒家舟山江陽の家塾、のち仙台藩学問所たる養賢堂(学頭大槻磐溪は大槻如電・文彦の父)に学んだ。十六歳のころ寺を出て江戸に向かい、途中、水戸において照庵禅師に師事、また結城においては碩僧原坦山に就き、その薫陶を受けた。

明治五年(一八七二)、青巒は「駁ニ去来問答」を世に問うた。時に二十七歳、いわば無位無冠の一青年の著書であったが、当時編輯官の任にあった広瀬林外の「ニ去来問答」を論破して当時多大の反響を呼んだ。その頃から島地黙雷らと大教院分離運動、火葬禁止撤廃運動に奔走、明治七年「報四談叢」を創刊。小野梓・馬場辰猪・井上毅らと共存同衆を結び、八年「共存雑誌」の創刊にあたりその編集刊行幹事に挙げられ、「教門雑誌」を創刊、同年さらに大教院発行の「教会新聞」を引き継ぎ、これを「明教新誌」と改題して宏仏海らとともに明教社からこれを発行し、その編集を担当した。外山正一・菊池大麓らと尚学会を興し、幹事となり、十一年には雑誌「崑山片玉」を創刊、十四年仏教書籍の出版社鴻盟社を創設し、佐久間貞一らと秀英舎(大日本印刷の前身)を興して活版業を始めその初代社長となるなど、青巒の正に八面六臂の出版活動が続く。このように、青巒は、廃仏毀釈の嵐の中で、仏教の興隆に大いに尽瘁をした。

青巒は、言論人として英名を馳せると同時に、社会事業の分野にも深くかかわる。明治八年、棄子救済に関する論説を発表し、これが翌年の福田会育児院の設立の機縁となったという⁵。また、十三年には、仙台市の三番丁に真宗太谷派の僧侶牧野大昭を助けて養児院を設立している。

明治八年、中村正直・津田仙・岸田吟香らとともに楽善会を結成し、同会は同年十二月「訓盲会社条例」を発表し、その博愛の意図を公表し、楽善会訓盲院を設立する。青巒は十二年訓盲院の教監、次いで院長にもなったが、十六年末にこれを辞している。

十四年小崎弘道の「懲矯院を設けざる可からざるの議」を受け、有志相図って懲矯院設立委員会が組織された。中村正直・津田仙・小崎弘道・坂部寔・高津柏樹らと並んで、青巒も委員に加わった。築地訓盲院において開催された委員会の席上、懲矯院の名称に代えて、改良院または感化院としようという意見が多数を占め、よ

⁴ 社説「死刑の廃止に就き」明教新誌三一七六・七号(明治二十六年一月六・八日)。皆非生「仏教と法律」明教新誌三三七六・八二・八三・八五(明治二十七年三月二日～廿二日)。「死刑廃止論(一～八)」明教新誌自明治三十三年十一月廿四日至十二月廿六日ほか

⁵ 吉田久一「自由民権運動と社会事業」社会事業四十一巻三号(昭和三十三年)

うやく感化院設立の機運がもたらされる。

明治十二年には、島地黙雷らと仏教各宗連合の和敬会を組織している。二十二年には、前田慧雲らと尊王奉仏大同団を組織して、初期の衆議院議員選挙に仏教徒を挙げるべきことを主張して遊説し、自らも埼玉県から立候補したが、落選をした。また、二十三年には、三宅雄次郎等と江湖新聞を創刊している。

明治の始め、島地黙雷・大洲鉄然に推されて、本派本願寺法主大谷光尊の侍講となった。爾来禅浄の一致を説き、自ら念仏をととなえ、非僧非俗の生活に入った。在俗仏教を鼓吹し、聖徳太子を尊崇し、上宮教会を設けた。

なお、明治二十一年十二月には、埼玉県各宗有志大懇話会において「慈善事業の必要」を講演し、埼玉慈善会の結成に機縁を与えている。これを再興したのが、埼玉慈善会免囚保護院である。大正三年十月に輔成会が主催した免囚保護事業講習会では「四無量心」を説いている⁶。慈無量心、非無量心、喜無量心、捨無量心、すなわち慈悲と喜捨とである。明治四十一年に組織された中央慈善協会の評議員にも就任をしている。

数百冊の著書を残したと言われ、事実国会図書館の蔵書目録を数えるに『仏教の根本思想』『仏教大意』『禅の極致』『禅学三要』『参禅道話』『青巒禅話』『碧巖集講話』『修證義講話』『破木杓』『尊皇奉仏論』『報恩講話』『教育勅語要解』『寒山詩講話』『処世之道』『心の修練』『人生の指針』『人生の旅』など百種以上の著作が所蔵されている。自ら主宰した新聞・雑誌に発表したものも数しれないほどである。

大正三年、東洋大学の学長に就任したが、同年秋、永平寺において講演中に倒れ、七年に入って辞任、同年十二月十六日に永眠。行年七十四。麻布長谷寺に葬られた。生産官途に就かず、政府の禄を食まず、という一生であった。

〔この項の執筆に当たって参考にした文献〕

「藹々居士華甲記」(明治三十八年)。

五十嵐卓文「大内青巒居士の研究」曹洞宗教学研究紀要 17-19号(昭和61-62)。

常光浩然「明治の仏教者(上)」春秋社(昭和四十三年九月)。

吉田久一「日本近代仏教社会史研究」川島書店(一九九一・一一)。

望月信亨「望月仏教大辞典(第十三版)」。

曹洞宗東北管区教化センター「禅をきく会資料」(平成二年)。

相沢敦子「明治の仏教家大内青巒」東北歴史資料館会誌 第一号(平成元年三月)

三 余語録

青巒の演説を記録した「二十三年」は、国会開設の意義を論じたものであるが、ここではまだ死刑に関しては述べられてはいない。

青巒の五十回忌を記念して、昭和四十二年に、遺族・親族の手記を集めた冊子『おもひ出』(横B5判74頁)が編まれ、孔版印刷に付されている。そこには、和気藹々の家風が語られ、「ありがとう、すみません、もったいない」が家訓としての標語であったと述べられている。食客の絶えない家庭だったともいう。

『おもひ出』によれば、大内家は周防の守護大名大内家の血を引き、さらに遠祖を辿れば、欽明天皇の御代(西暦五三八年)に、わが国に仏教・仏典をもたらした百済王聖明王の第三子琳聖太子に至ると伝えられてい

⁶ 『第二回免囚保護事業講習会講演録』輔成会

る。

文子夫人との間に四男三女に恵まれた。長男は記者、次男は船医(のち医大教授)、三男は画家大内青坡、四男は彫刻家大内青甫。青巒のジャーナリストとしての才幹、博愛の精神、文芸の資質が、それぞれの男子に受け継がれたといえよう。

〔謝辞〕

大内青巒居士の生涯等については、相沢敦子さん(青巒の兄俊童の曾孫)、我妻耕道師(江巖寺住職)、「明教新誌」その他の文献については、前龍谷大学中川祐夫法学部長、矯正図書館佐々木繁典氏、仙台・岸賢秀保護司ほかの皆様から、種々の御教示をいただきました。深謝申し上げます。